

婦人関係資料シリーズ
一般資料 第26号

ヨーロッパ及び日本の家族問題

労働省婦人少年局

目次

一、換	勞働省婦人少年局長	藤田 たき	一頁
二、講	演		
	ヨーロッパの家族政策について		
	勞働省婦人少年局長婦人課	富田 展子	五頁
	日本の家族問題について		
	辯護士	久米 愛	二七頁

辯護士 久米 愛……………二七頁

勞働省婦人少年局

挨撈

防幼省婦人少年局長

藤田 太 之

婦人少年局では十一月二十日から十二月十日までを所収者の家族の生活を豊かにするための啓蒙期間として、只今全国館にこの活動を展開しております。

日本の全着を担つておられるところの労働者——この場合には男の方というわけでございますが——その労働者の方々の生活を高めるためにどの家族、もとに主婦連がその半ば以上を担つて大いに貢献している、というように考えているわけです。

狭義の如く婦人と云いますと、約四百万余の雇用労働者の方々を直ぐ対象に及べます。それからもう少し広めますと、農家で旦那さんや兄さん、弟さんと一緒に生活してゐるおられる一千万余の家族労働者も如く婦人とみるわけですが、それだけではなくて、九百万を起してゐるところの家庭の主婦と云ふものも立派な如く婦人であつて、どういふ方々かにしなければ日本の消費はもうろん生盤もうまくゆくはずはないのです。英國の人でしたか、「自分は妻を持つといふことによつて悪習を抱えてゐる、看護婦を抱えてゐる、調製士を抱えてゐる、掃除婦を抱えてゐる、もう何十種類の人を抱えてゐるように思ふ。もしも自分の妻がいなければ、ほんとうに、何様の仕事をすることもできない」といふことを言つた人があります。日本の旦那様などは、なか／＼そんなことは云つて下さらない、いくら他の中で思つていても決して、私の妻のお陰で私はほんとうに今が仕事をなし得るのだなどということはめつたにおつしやうて下さらない、心の中だけでも思つて下さればいいのですけれども、多くの方々は妻というものはさう

いふことをするから當り前だといふふうに見えるが、また要領が、それが當り前で、有様かられるような取扱いといふものを全然覆けていあしやらないといふ方があります。

これは巨那羅の奥杯を大争に思わぬということですが、社会も奥杯というものをあまり大切に思えていない点ではないこともない。今マ、大争に参ります前に、月々の録音で旁聴者家庭の主婦の声を聞きまじれたが、みんな自分の夫がもし失業したら、もし病気になつたら、もし死んだらどうしようという不安を絶えず持つてゐるわけですから、毎日、朝から晩まで家事労働に追われ、なかなかどうし、時のかたを考へることをなさらないわけですから、けれども大争は不要を持つてゐる。どういふときと日——

——後で富田さんが申し上げることになつてゐると思ひますけれども——

——例えば、英国などでは、巨那羅が失業したならば、その奥杯さんが失業をもちうことは当然ですが、それにどの奥さんに対して追加給付というものがあつて、今まで奥さん、旁聴者の専として非常になく貢献した。今度は失業したところの奥さんとしていろいろ苦勞を背負つて行かなければならぬ。どういつ人とはちやんと追加給付というものが出来るわけです。それから又旦那様になくなつた時に彼扶養者であつた主婦に対しては、療養手当が出るというように、社会が主婦を行つて行かなければならぬという考え方になつてゐるが、日本ではなかなか、どこまで行つてないことは、今書いた座談会の主婦達の声の中にもよく現われてゐるわけですから、日本の主婦というものは、大争に思われる主婦であるからには、大争に思つてもらわなければ困るということを申し上げてゐるわけですから、大争に思われる主婦であるからには、その主婦自身が大争に思われると相當する主婦でなければならぬということはおもうんです。

そこで主婦の故きというものはより生産高いものになるということが必要であるわけです。四月にマニラで婦人通阿全婦人会談をした時に、主婦と国家経済との結なつきについて、いろいろと考えたわけですが、主婦の仕事が決して消費の面だけではなくて、生産というものと大きな結なつきがある。また消費のやり方によつて、国家経済の上にとんたんに差が出てくるかというものを考える時に、生活技術というものとほんとうに大事な問題になつてくるわけです。私がアメリカにいた時に泊つていたところの家の台所に出かけて行つて「お台所のお手伝いをしまじようか」と云つたところから、最初に台所を組織しますから、まあしばらく待つて下さい」というわけです。台所で今からするところの順序とか準備というものをよくしてしまつてから、あなたの手伝ひを今までの家の台所を知らなかった、不案内の方に手を出して貰いたい、というのです。工場などでは使用人が一生懸命機械化しようとしてゐるが、家事というものは次から次と出て来て、一日中だら／＼することが多いが、組織化する、合理化すること、大事でありま

もう一つ家庭の民主化ということも重要なことで、先程の目那林がいわゆる亭主閣白みたいで妻のは事
というものは全く興さんだけお苦勞してしなくてはならないという考え方はやはりまちがってゐると思ひ
ます。その家庭の民主化というものが精神的に、それからまた毎日の行いの上においてなされて行くと
いうことがやはり財力者の家族の生活を高めるための運動の大華なポイントであります。今も思ひ出しま
す。『お母さんは夕飯の席上、デントをこつて、あまり動かないで下さい』と云った人々あります。日本の
お母さんが、なにもかも自分でしなればならないと思つて、子供に上手にさせるということをかか
か考えたり、それからまた他の家族のメンバーに対してモヤはりそれと同じような心持をもって、自分
何んでもして骨身を枯しまないというところが一番の綱絏だなどと思わないようが家庭をなれば、お母さ
んがその生活の中心、生涯の中心、それから新しい我家の中心となることはなかく、嬉しいのではな
いというふうに考えられます。家庭の民主化という美名に欺かれないで、私共はもっと、啓蒙活動を続け
て行きたいと思つております。

それからまた賄賂汚職といふこと、例えば大と司は事業場で働いてゐる人達が一儲に福利施設を持つるにすぎない、そのほかいろいろと計画をするように考へて行きたいと思つております。

-2-

こういふことは、みだ後の懇談会の席上において、皆様から御発言いただきたいと思っております。私もまた申し上げたいと思つてゐるわけですが、なほしる所初着の家族というものの、その中の主婦というものが、いかにも大きな役割を占めなければならぬものか。そして苦しいところの、重なりとこのめどういう役割もそこにはやはりある。――主婦があるから、ほんとうの家庭生活というものが、より豊かになり、そのものになるための、いろいろの工夫というものは、これからおこなわれなければならないといふことを、前提として行つてゐるわけ

です。所初着の家族の中で、例へば内取をしなればならぬ方々も、共働きをしなればならぬ方々も、たくさんいます。当局ではそういう方々のために、例へば内取の問題については、家内取業相談所というものを今度何うと返つていろいろと計画してあります。予算の計上のためにいろいろの努力を拵つています。東京都内の世帯数の九割の人達は内取をしてゐるわけで、所初着の家族の中にもたくさん内取をしてゐる方々があるわけですが、内取には適しい賃金の安さといふもの、中河路取といふもの、賃金の不埒といふもの、また、非情になくさん仕事がある時と仕事のない時とある。それからまた内取を習に行つても、家に手足まといの子供があれは行かれない、病気で困るといふような方々のために、巡回指導をすることかいつたよう、内取の相談所というふうなものも考へていきます。この所初着の家族の生活を高める運動の中にも、そういうものも、もちろん入つて来ります。

それから丁度富田展子さんが国連の奨學資金によつて、英國やスウェーデン、デンマーク等に行きまゐり、社会保障制度を種々研究して来られましたので、そのことについて、お話しして頂きたいと思ひます。

それから、又、戦後の民主化の光においても、やはり家族制度のことか問題になつてくるのが、この民主化というものの行く途に、なにか障害物がきいてゐるのではないかといふ心配を私達はもつてゐるわけが、こういう問題も、所初着の家族の民主化といふ事を結びつけて、今日、弁護士の方から展子さんに話して頂こうと思つてゐるわけです。

(終り)

ヨーロッパの家族政策について

所初省婦人少年婦人課

富田展子

ヨーロッパの家族政策

一 家族政策の内容

- (一) 直接的な経済措置
- (二) 間接的な経済措置
- (三) 施設の提供
- (四) 主婦に対する援助

(五) 相談指導サービス

二 家族の型の特長

- (一) 産業構造の上から
- (二) 家族結合の上から
- (三) 人口問題の上から

三 日本 の 家族

四 質疑応答

ヨーロッパの家族政策と、大変大きな題についてありますが、私の申し上げるのは、イギリス、スウェーデン、デンマークの三国においておこなわれている家族政策についてだけあります。

今日は家族の問題について、特に労働者の家族の問題について、一体どこに問題があるのか、それに対してどうしたらいいのかということと、後で皆さんと御一緒にゆっくりお話し合いたいと思いますので、この参考に、ヨーロッパではこういうことを行われているということをお話ししようというつもりであります。

イギリス、スウェーデン、デンマークの、それらの国の「家族」というものがどういった特徴をもっているか、日本の家族とどう異なるか、それにもとづいて何が起きている政策というものは、どんなものかということと、かざられた時間ですので、かいつまんで要旨だけを申し上げようと思います。

一 家族政策の内容

結論から先に申し上げますと、これらの三つの国ではいずれも家族の扶養と福祉について国家が非常に大きな責任をもっていると言えるところがあります。家族の扶養であるとか、福祉であるとかいう問題は、日本では現在も個人の責任にゆだねられている面が非常に多いのです。これらの国では家族というものは、国家の存続の上と不可欠のものであり、また家庭生活の安定は社会の安定のために肝要であるという考え方から、家族の維持や福祉に対して国家が大巾に責任をとっているのです。先ず法律上の扶養の義務という点で、国民が担っている義務は大変大きいのです。日本では今の民法では国民がよりだにふせばまりました。それが、それでもやはり直系血族、兄弟姉妹、場合によっては三親等までの親族を扶養すること

が義務になつています。これらの三つの国では扶養の義務というものは夫婦の間、つまり夫と妻の間、親が十六歳未満の子供に対しての義務、これだけしかないので、したがって大人になつた人達が兄弟姉妹の間や親類の間で扶養する義務はない。子が親を扶養する義務もないという法律の上のたてまえになつています。その代りに国というものが大巾にその責任をとつて、十六歳以上の市民で自分で生活がたてられない人に対しては、国家が代つて扶養するのが原則であります。その上更に色々な政策をとつて、家族の扶養や福祉のために国が色々なことを行つてゐるのです。これをいふゆる家族政策と呼ぶわけですが、イギリスの場合はこれは大きな社会保障制度の体系の中に織り込まれていますし、又デンマーク、スウェーデンのスカンディナヴィヤ二国の場合は、それ／＼家族政策という別個のはつきりした一連の政策体系をとつて行われています。

つぎにこれをいくつかに分類して簡単に説明してみよう。

(一) 直接的な経済措置

これは扶養に関する政策といつてもよいでしょうが、今申しました様に、国民の間の扶養義務というものを非常にせまくして、夫婦間と親が十六歳未満の子供に対するものだけに集中してゐるというものが二つ。つぎに児童手当の制度があげられます。すなわち、育児に要する費用を国が補助するわけであり、す。イギリスの場合は一番始めの子供だけは一ヶ月以下、何人でも生れればその子供が十五歳になつて義務教育を終るまで続けて、毎週約四百円、年額にして二万円程度のもので支給されます。スウェーデンも大体同じことですが、一番上の子供も含めず、デンマークは少し違つて収入の少ない家庭手当の額が多くなり、非常なお金持の家にはこの手当はゆかないということになつています。又三つの国々も児童の場合には児童手当の額が多くなり、スウェーデン、デンマークでは

寡婦の子供や老人の子供に対しても増額されます。

児童手当制度のわかれは、育児に伴つる各家庭の経済的負担を軽減するものと、家庭生活水準を高め児童の福祉をはかるところにあります。日本にはこの制度は固い政策としてはないわけですが、しかしばいば給与の中に家族手当として支給されてはいますが、これも公務員とか大きな企業で労働協約によつて出す場合などだけで、小さな企業で働いてゐる人達は家族手当などはないところが多いのです。

それから次に出生手当というものがありまして、たとへばイギリスの場合ですと、赤ちゃんと生れると、約九千円の出生補助金が一時金で出ます。又生児が生れたら三ヶ月、三つ子が生れると三ヶ月のつことなるのです。(笑) その上自分の家でお産をすれば三千円以上いかに自宅出生補助金が出ます。これはスウェーデンも同じように約九千円程度の一時金が出ています。デンマークは少し制度が違ひますが、やはり補助金が出るようになってゐます。

またイギリスでは働く婦人が子供を生む場合、そのとき仕事を休む場合は産前、産後を通じて二十八週間にあつて、一週約千六百円の出産手当が出ます。スウェーデン、デンマークでは産前、産後を通じて三ヶ月、三ヶ月の出産手当が出ます。又生児が生れたら三ヶ月、三つ子が生れると三ヶ月のつことなるのです。(笑) その上自分の家でお産をすれば三千円以上いかに自宅出生補助金が出ます。これはスウェーデンも同じように約九千円程度の一時金が出ています。デンマークは少し制度が違ひますが、やはり補助金が出るようになってゐます。

御承知のように日本でも健康保険に加入してゐる家庭では次男かの出産手当が出るようになってゐますが、非常に少く、また健康保険自身も、五人以上の事業場で働いてゐる労働者だけに適用を限りますから、この恩恵を受けてゐる家族は非常に少いわけです。

またスウェーデンでは結婚資金を貸付けています。日本金にして二十万円位のお金ですが、若い夫婦がこれから生活を始めるといふ出発に當つてそれにあてるために政府が貸し付けてゐるわけです。それから次にあげられるのは先程局長の申された寡婦手当というものであります。これはイギリスで非常にゆきとわいてゐまして、イギリスの国民であるかぎり、夫を失つた場合には労働者であつても

至死者であつても無事者でもなんでも最初の十三週間というものは必ず寡婦手当が貰えます。一週間に約三千円だが、最初の十三週間は誰でも貰えます。その十三週間がすぎると今度はいろいろに種別が分れて、原則としては子供も無く四十才未満の人は給金で暮らすものとして何も貰えません、子供がいるとか、体がわるいとか、まだ若い寡婦とつてゐる人は引き續いて寡婦年金が貰えらるわけがあります。スエウーデンにも寡婦手当がありますが、年金に制限があつて五十五才以上の未亡人だけが貰えることとつてゐます。それより若い人は未亡人になつたらこれは切れることとされてゐる。デンマークは寡婦手当はありません。(但し前にのべたように寡婦に子供がなければ寡婦手当が増額されます。)

日本にもこの寡婦手当に相当するものが厚生年金保険にあるのですが、その金額が充分でない。何よりも厚生年金保険というものが国民全体を念ねるものではない。又労働者全部を念ねるものではない。ということも根本的な問題です。

つぎに老令年金もあげられましょう。イギリス、デンマークでは男子六十才、女子六十才、スエウーデンでは男子と六十才七才から老令年金が支給されます。つまり、おじいさんや、おばあさんは一人て暮すにしても子供たちと同居するにしても養老院に入るにしても、至簡的に誰にも迷惑をかけないというところまでなつてゐるのです。日本では厚生年金保険制度の中に養老年金がありますが、二十才以上加入してゐないと給付されません。

それからもう一つ直接的な至簡措置として社会保険の追加給付があげられましょう。これらの國では老令年金にしても、失業保険にしても、疾病保険にしても、産前産後保険にしても、失業家族に對して、手当が追加されるのです。すなわち働く人が年をとつたり、失業したり、病氣になつたり、怪我をしつたりして休む場合、その人に対して保険の給付が行われるほか、その人に、失業する家族がみればその分の追加給付が支給されるのです。

日本では、前にのべた厚生年金保険の寡婦手当に多少の扶養家族に對する追加給付が規定されてゐるだけです。

もういろいろ／＼な給付によつて家族の生活は保護されてゐます。それでもなお困窮におちこつた人に対しては公的扶助による給付が行われます。これは日本の生活保護と同じような制度ですが、前にのべたように、親族間の扶養義務は非常に狭いので、兄弟や親族にどんな金持があつても、本人(十才以上)が困つてさへいれば給付をうけられることになつてゐます。(日本では民法の扶養の義務が優先します。)

以上申し上げました幾つかの給付制度が、直接家族の扶養ということに對して國が行つてゐるサービスといふことが出来ましょう。

(二) 間接的な至簡措置

つぎに間接的に家族の扶養を援助するサービスとして、一つには医療制度があります。イギリスでは国家医療事業というサービスによつて、医療というものが原則として全部無料、国民に提供されます。誰でも病氣になつた時は無料でお医者さんにいへたり、入院したりできます。ただし、現在は入歯や眼鏡は例外になつてゐます。スウェーデン、デンマークでは制度としては、保険制度ですが、やはりほとんど無料に近いお金で医療というものが行われてゐます。特に母子衛生に關しては、三つの面とも全部無料、その上ミルクであるとか、栄養剤の給付もあります。つぎに教育費が三つの面とも公立の学校に關して義務教育は全く國家で負担します。

教科書も皆無料です。それから学校給食という制度があります。義務教育の小学校、保育所、幼稚園などに行つてゐます。これは日本にもあります。これらの三つの面の学校給食とは、教師の食料のついても、給食する食事の用意のついても、税金から取立ていふように思われます。イギリス

スでは居食給食のミルクは無料です。食事については少しお金をとります。スウェーデン、デンマークは学食給食は全部無料です。

又、それからもう一つ、家、親を派遣する制度がありまして、それも間接的に家族生活に全体的に援助するものと思います。母親が病気になるたり、お産をしたりしてその家に主婦というものがなくなったり場合、老人だけで暮らしている家庭などに、訓練された家政婦を政府が派遣するので、その家政婦はお料理は勿論、掃除、洗濯、育児などなんでも主婦の代りを出すようにしています。家政婦は政府によって支給され、雇い入れた家では少しお金を政府に納めることになっていますが、その家の財政状態によつては全部無料になることがあります。

その他にもスウェーデンでは幼く女の子の人を妊娠中は解雇してはいけなという禁止の規定があります。また、産前、産後、休暇が非常に長く、六ヶ月迄というふうになっています。イギリスにはこの規定はありませんが、前にのやまを出産手当によつて産前産後十八週間休んでも休む人の生活は保障されるということになっています。

(三) 老親の提供

次に政府が家族の福祉のためにやっているサービスとして種々な施設があります。まず皆さんよくお聞きおよびの養老院。——老人ホームとよばれています。これが天山あつて、政府の費用によつておじいさん、おばあさんを収容しています。これらの国の法律では子供が親に対して養老といふことは義務づけられないのでした。が、つて非常に金持の子供をもっているおじいさん、おばあさんでも養老院に入つて生活するといふことは、誰も怪しむないし、又本人も苦痛に思わぬといふゆゑかたになつていきます。

それから又子供のための施設としては、視覚にないとか、あるいは聴覚にないても可憐な子供といふような子供を収容する子供のための「子供の家」。あるいはまだ母親が病に倒れている家庭の子供を昼間だけあつかう保育園といふものもそれ／＼の国に発達しています。とくに北欧二国では非常に行きどよい教育的な施設が多数見られます。

また、どういふ家庭の子供が小學校に行つていない場合、昼間は世話をいらないのです。学校は三時頃に帰つてしまふので、お母さんお父さんお帰つてくるまでの夕方六時より七時頃まで、放課後の世話をしてくれる施設、「放課後のホーム」にもいます。もう一つは施設が、スウェーデン、デンマークに発達しています。それからまた同じ施設のサービスの中に、母子ホーム、ヒドモもいます。この母子ホームの場合、お母さんお父さんお帰つてくるまでの夕方六時より七時頃まで、放課後の世話をしてくれる施設です。これらの国では正式の夫がいないと妊娠して子供を生みおとすといふ人のためのホームです。——こういうホームがあります。

あるいは又、子供が天山いふ人のために母子家庭住宅を政府が建て、この人達を入れていきます。子供が天山いふといふことも天山いふように七人とか、八人いふといふようなことはござりませんが、三八人以上、へ、笑、声、を子供家族と云つていふのです。

(四) 主婦に対する援助

それから又主婦の家事というものをに対する援助も、家族政策の一つになっています。たとえば先程申し上げた家政婦派遣もその一つですが、共同洗濯所、市営食堂などについても政府が予算を計上しています。焼く、洗う、それらはスウェーデンで発達しています。また保育園、幼稚園なども必ず洗濯場があり洗濯機が専用に付いており、政府の建てた公営のアパートや住宅協会のアパートで、何百世帯、何千世帯も入っているというアパート地域に非常に大きな洗濯所が附属してあり、専任技術員もいて指導したり援助したりして洗濯物を全部機械によつて処理するといふた設備があります。またストロホルムには共済で子供持ちの家庭のための公営住宅があらって、食堂、保育園、放課後のホームなど、

どがすっかり併設されていきました。戦争の台産化は、とくに北支二町で南支が強く、家政専門学校、戦争修務所が設置されていますが、日本を行って、いままゝ農村を対象とする生活改良普及員というふうな制度は、三つの国にはありませんでした。

それからまた、特に主婦のためのリクリエーションという政策もスキャンダラスでは感んじられていますが、たとえば主婦の「いい家の家」というホームを政府が主催しています。そして皆さん達がおでこの休みをとつて休んでいる間、生産の家政婦を派遣して留守番をしてくれるという、いたれりつくせりのサービスをしていきます。これは主として所幼者、それも余り収入の盛くない所幼者を対象としてサービス入しています。あるいはお母さんと子供が一年に一回たぐで旅行が出来る、そんなサービスもやっています。

(五) 相談指導サービス

それから五番目に、相談指導のサービスが家族政策にあげられています。これは結婚、家族関係、あるいは住居問題に対する相談や指導、あるいは受胎調節であるとか、育児の指導知識、あるいは親子の関係を、種々の相談ですが、イギリスでは主として民間の団体が主として、それに政府が補助金を出すという形で行っています。スウェーデン、デンマークはこれらの相談サービスを政府が主に行っています。

社会保障制度によつて生活は安定といふ人間の精神的な悩みや不安はなくなるものではなく、むしろ深まる傾向がありますから、今後この方面のサービスは、更に力を入れて行われようです。大体以上のように、適度程度に開ける程度、開拓的な至善主義、施設によるサービス、それから主婦に対する援助、それから相談サービス。こういった行きとどいた家族政策によつて、これらの国を

は家族生活の保障と保護が行われているのです。

三 家族の望の特長

つきにこういう政策がこれらの国で、何故か行なうようにしたか。こういう家族政策を生み出したところの要因はなんだろうかといふことについて、これらの国の「家族」の特長といふ面から考えてみます。これらの国の家族は、日本に於ける家族といふ、「義理」の義理が重んじられていると見えます。これを明らかにした上で日本の家族の問題を若くはとらえたいと思ふのであります。

(一) 産業階級上から

まず、これらのヨーロッパの三つの国は、非常に高度の工業国家であります。特にイギリスは十四世紀頃から産業改革、産業革命といふものが起り、その後の産業革命も非常に完備なまでに行なわれ、高度の資本主義経済機構の完成をみました。この過程におきまして日本の農村における小さな家族、至善の家族といふようなものはほとんどなくなつてしまつたのです。

また日本の町にみられる小さな家族、至善の家族、あゝいゝものも成り立たなくなつてしまつたので、少くもこの点で、イギリスの野村、仕事についていける人の数は男女合わせて

二千二百万人程です。そのうち、いわゆる第一産業と申します、農業を営んでいる人はわずか二百万人以下です。日本はどうかといふと、全体では仕事をもちていける人の数が四千万に近くなりますが、その半分に近い千八百万という人は農業を営んでいる人達なのであります。それ以外、至善、

産業上の地位 — 働いている人の立場という点から見ますと、イギリスの場合、二千二百万人といふ中の圧倒的多数である二千万人、これは雇用者、つまり人にやとわれて給料をもらつて働いている人達です。自分で商売をしてゐる人は百五十万人しかありません。資金をもらわずに商業に従事して働いてゐる小さなお店などの家族従業者は五十万人しかありません。この形になつてゐます。日本は御家族制のように雇用者の数は少ないのです。四千万人働いてゐるうちわずかに五百万人が外に出て給料を貰つて働いてゐる人達で、残りの一千万は自分で何か仕事をしてゐる。それから一千五百万といふ数の人が家族従業者として給料を貰つてゐる。家族の手成でゐるといふふうになつてゐます。

スウェーデン、デンマークでは、家族従業者の割合は二〇—三〇%ですが、近代的な生産方法で、働く立場としては雇用関係にあるものが多いためです。

さういふふうには産業階級の上からいつて三つの国は非常に日本と違つてゐるわけですが、これが家族といふものの生活にどういふ影響を及ぼすかといふこと、これらの国においては、国民の大部分がいわゆる給料生活をしてゐます。勤労者 — 働き手である夫、妻、あるいは思ひ子が、外で働いて一定の給料をもつてきてそれによつてその人の家族家族が暮らす。これも給料は原則として所労力に対して支払われるものですから、その人が健康かどうか、その家に子供が何人いるか、財産があるかどうか、家族が健康か、病人がいるかどうか、といふことなどにはおまひないに帰されます。そこで若しこの給料といふものが何かの理由で入らなくなるとか、あるいは一家の家計に何かのことがあつて特別な支出が起つたとかいふことが起れば、それはとくに所労者自身が困るばかりでなく、家族全体が困ることを意味します。

たとへば外に出て働いてゐる所労者が病氣になる、あるいは死んでしまふ、失業するといふ場合、それは所労者だけの不幸でなく、家族の税金部によつて致命的なことになるわけですが、

また子供やその他の家族家族が小児が、それだけ生活水準は下がるわけですが、その失業率、社会つまり、お百姓さん、王様とする社会では、大段に家族の能力に弾力性があります。皆さんよく御承知のように農家では天に不幸があつても一家がもちまゐる。貧困におち入ることは少く、また子供が生まれることはだだに生活水準がどうなるかといふことではないのです。子供が一人生れようか二人生れようか、あつてゐることはない、また町に出て失業して思ひ子がさういふことをしても、娘一家が疎閑してまゐる、農家はどんなにあつてもさういふことはない。

このように農家は生産手段をもつてゐるので、家族が一人位いふやうなことがあつても、多分社会では振替する能力が大へん弾力的であるわけですが、しかし生産手段をもたない雇用者 — 給料生活者が主体である社会では、家族の振替能力は非常に限定されます。そこで働き手の収入が途絶した場合は、あるいは病氣、出産、自死などによつて家族生活の支出がぐんと増える場合、これに対する保障といふことが、国民の側からも、また民生委員といふ意味からも強く要求されます。それと、国民の労働力や民間の組織による保護には限度があるので、国家による保障が必要となるのです。ここから社会保障制度としての家族政策が生まれます。

(二) 家族結合の上から

これらの国の家族形態の特徴としては、家族の結合が大変ゆるいといふことをあげられるでしょう。工業社会の常として、これらの国では経済的な単位、生産単位としての家族の機能はもうほとんどありません。お百姓さんや、また小さなお店などは家の者がすべて集つて一つの生産をするわけですが、今申しあげたやうな形の家族において、経済的な意味でも第一階級にゐるといふ必要が少なくなる。またこれらの国では労働の生産性が高いので、より短い時間、よせあつて家計といふやうな形をと

る必要も少ないのです。

それからまたいわゆる人権尊重、自主独立を望む思想、個人主義的な意識というものが発達してきていることから、家族の結合が大変にゆるくなっていると考えられます。勿論日本における「家」という概念はとうの昔になくなってはいるわけですが、

そういう趣向から、これらの国の家族は、インステテチエーション——制度——としての形態はもう殆んど失い、コンパニオンシップ——愛関係——としか、そういうものに変わって来ている。

家族とは、愛情によって結ばれる夫婦と、その未成年の子供達によって構成される、いわゆる中核家族であつて、本当の相互関係の緊密な人達だけが一緒にいるという形をとっています。その緊密な相互関係のワケの外に、人達と生活を共にするということは、これは本自然というふうな考えが盛にわけです。たとへば、息子達が成人して結婚した場合、そこには一つの新しい単位が出来ると考えられ、その単位が親であるとか、兄弟であるとかいうような人達と共同の単位で生活するということは、双方のために不自然な形であるという考えかたは正則的であります。

また、子供たちは成人すれば結婚前にても独立した生活を営むことが多く、愛情を失った夫婦、親に要されない子供なども、生活を共にすることは無理だとい一般に考えられています。さらに又、結婚そのものをしないう男女がふえ、とくにスウェーデンでは成人人口の半数が少くとも正式の配偶者をもっていないという状態です。

事実、これらの国では家族の構成員数は日本と比べると非常に小さく、平均世帯人員は日本の五人に比べて英國は三、三人となつています。(これはあとで申しあげられる出生率とも、関係があります。)

そこで、こういう緊密な相互関係、愛関係の小さな家族のワケの外に出てしまった人に対して、社会

が手を伸べなければ、その人達はほうりどさ水こしきまうというわけで、国が大都市に責任をとることが必要とされます。養老院などの施設や年金制度などの発生を見るゆえんです。

あるいは、また家族結合がゆるいということから離婚が多くなり、また一般に家族関係が不安定になつてくるようです。子供の時から家族の絆に縛られることが少く、自らの判断で行動するという生活は、自由であるだけに非常に負担が大きいの、不安の多い、また孤独なものです。日本では家族の結合が大へん強く、それが個人の自由を束縛し、社会の民主的発展をはげみ勝ちであることが問題なのです。これは一面精神的にはよりどころがあり、のんきにしているれる奥もあります。ところがこれらの国々——一般に欧米の国々では、結婚の相手も自ら選ばねばならぬ、結婚後も愛情の維持のために神聖をつかう。巨大な経済機構の中で機械的な仕事にあけくしする。職業上の競争ははげしい、——というふうな生活であつて、そこからいわれる近代病とよばれる神経衰弱や神経症が生まれ、愛の不和、性格の適応不能、欲求不満というふうなケースが多くなります。

また、それを非常に意識してよけいに悩むということになります。そこでさういふ不安を解決して家族生活の安定をはかるために、先程申しあげましたような種々な生活指導的なサービスも出てくることと必要となるといえます。

三 人口問題の上から

もう一つの重要な人口の問題であります。

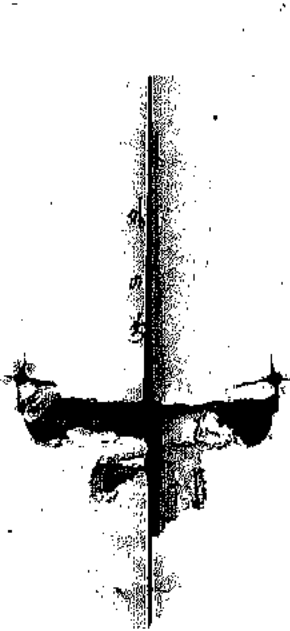
西ヨーロッパの国々共通な現象として、三つの国とも受胎調節が非常に早くから普及し、又結婚年齢が高くなり、あるいは独身者がふえたりして、二十世紀に入ります頃には出生率が非常に下つてきました。とくにスウェーデンはこの傾向が強く、今から三十九年前前に出生率が千人につき十四人ほどに下りました。日本では最近まで三十人以上でした。最近五年ほどの間に急に下つて来ていますが、

とにかくそのように出生率がどん／＼下って、生産人口がへるということが心配され、さらに国の存続が危ないといえ考えられたこともありました。それでは、なぜ国民が受胎調節をするか、あるいは結婚をしないかというところ、一つには経済的問題で、前にのべたように、子供一人生れるとそれだけ一家の経済が苦しくなる、ということ、国民が痛感している、それからもう一つ結婚や育児にともなう精神的な重荷というのを考える、特に働く婦人がこういう奥を強く考えます。しかもこれらの国ではいづれも婦人労働者の数が増え、しかもそのうち半数近くが専業主婦、少くとも夫もろです。その人達は子供を生むことによって自分の仕事は杜絶し、生活水準が下る上に、生活が束縛をうけるくらいなら、むしろ生まないという考えをもちやすいのです。そこで、国としては、より高い出生を望むというならば、これらの重荷を国が引き受けてやらなければならぬ、そこで結婚生活や子供を育てることにもなう経済的な負担を、児童手当やその他のいろいろな給付によって軽くし、家計が楽になることによって家事労働に助力し、同時に、また、働く婦人に対しては保育所を天山収めて安心し、働くようになるにつれてめづるわけであり、特に世界で最も著しく出生率の低下したスウェーデンでこの傾向が強く見られます。

もう一つ人口問題に関連して、これらの国では老人の数が非常に多いといふことがあげられます。しかもこれらの老人に対して、その家族が面倒を見るということとは前にも述べたような理由で困難なので、国家が老令年金や養老院を提供することになります。

その他にも家族政策をうみ出した要因としては、三つの国の非常に高い生産力というものをあきらめなければならぬでしょう。非常に金持だから、そういうようなことも出来るといえます。華英分配国民所得を日本の場合と比べると、スウェーデンは約六倍、デンマークは四倍半、英国は四倍となっています。

もう一つ民主的な体制がとらわれていること——すなわち国民所得の分配が民主的に行われている



こと——も忘れられたいと思います

とにかくどういった、家族の特長というものを、あるいは生産力、あるいは民主的な体制というものを基盤として先程述べたような家族政策が生み出され、おこなわれているということがございましょう。

三 日本 の 家族

さて、つぎに日本の問題であります。日本家族は今申した三つの国の場合とは現在では随分性格が違っているわけです。しかしこれは、日本でも好むと好まざるにかゝらず、家族の性格としては同じような方向をむいていくというところ、これは間違いないと思います。また工業化という点では日本はアジアでは最も進んだ工業国であり、また今後とも国の経済計画として、当然、高度の工業化をめざさなくてはならないことです。そこで労働者の数はふえ、したがって近代的な労働者家族の数もふえていくわけですが、その労働者家族は前にのべたように、経済的に非常に特長的なものであって、扶養能力は弱まっています。またいりましようすでに姉や兄弟を養ったとしても養文ないという層が多くなっています。

家族の結合という点も工業化とともになっています。都市ではかなり弱まって来下りますし、今後ますます弱まっていくということは、好むと好まざるにかゝらず避けられないコースだと思われます。また人口の問題ですが、過去の言ひ出生率のため現在非常に過剰人口に悩んでいます。今後人口の構成は非常に出生率が非常に速度で下ってきており、また平均寿命も急速に伸びています。今後人口の構成は非常に変わって参りましよう。このように一見日本の家族はこれらの国と非常に違つた性格をもっているように思ふが、方向としてはやはり同じ方をむいていくと考えられます。どういふことを考えます時に、日本でも何か家族、とくに労働者家族に対する積極的な政策が考えられてゆかなければならぬ。

現在までのところでは、前にものべたように、労働者自身に対する保障や保護は相当に差違を認せざるを得ない。その家族の生活というものについては殆んど何も行われていないのです。私は日本もすみやかに家族政策を確立することが、社会の安定にとってかゝるものではないかと考えます。

また、家族の扶養や福祉を個人の責任から国家の責任にうつすということは、世界的な趨勢であつて、たとへば、児童手当などもすでに十数ヶ国で行われております。くわしいことは後で皆さんと御相談の時に御相談したいと思いますが、最近いろいろやがましい家族制度復元の問題も、こういった経済的な扶養能力という方面からも考えて、また世界の趨勢というものもよく知つて慎重に検討すべきではないかと思ひます。家族制度のことについては、久米さんからお話しいただくことになつていきます。

四 質疑 応答

司会者 御質問がありましたら、どうぞ。

岡 今の日本では大抵女性の持つ職業の範囲が決められています。ところが肉体的労働例へば、自初車の運転なども女性の人の職業としてあります。

富田 やはり事務員は圧倒的に多いですね、それから重工業の工場に働いている人が圧倒的です。やはり日本の労働基準法のほうなものがあつて、過度な労働には耐えられないことになつております。

岡 三十代の人 は、未亡人手当をもらわないとのことですが、働く機会があるのでしょうか。

富田 三つの国とも完全雇用政策をとつており、それがかなりうまく行つており、とくに女子労働力はむしろ不足しているくらいです。

岡 夫のいない婦人と子供が生れた時のために、母子ホームがあるということを知りました。

富田 どういう意味で疑問に思ひますか、それはどんなふうでしようか。

富田 これは、母子ホームがあるから貧乏層がどうというのではないと思ひます。いわゆる貧乏層、貧乏層が強いのか弱いのかということ、こゝで簡単に申しあげられたいと思ひますが、現実の問題として、夫がいないで子供が生まれる婦人が相当数ある。それを、お前達は無道徳だからと排斥しただけでは解決されない。それで、そういうような施設で母親を守り同時に子供達を養育するように努力するのが政府の建前になつていふと思ひます。

岡 日本もどうであればいいが、とかくそうした場合に社会から差別扱いにされる。その場合に、平気な顔でどうしたところに入所できるといふまでに行かないのではないかと思ひます。

富田 私最初めづつくりいたしました。むしろの人は自慢して、あんなの国にはこういうものがあるかというので面喰ひました。その辺は少し考え方が違つて、日本では家族相対につながつて、嫡出子と非嫡出子に重んじる。一方欧米ではキリスト教文明の影響で、婦人の貞操を主んじな伝統もかなりあつたのです。欧米では非常に重んじて、嫡出であつてもなく、でも子供は大切にしなければならぬという考えが支配しています。

岡 それから家族制度がゆるいということからとも言えると思ひます。日本では私生児というものの生れる数が必ずしも少いわけではなくても、親とか兄弟の子供にしてしまふのが多いと思ひます。そういう面で見れば、わが方の問題ではないかと思ひます。

富田 出産手当などいふだけというお話をすれば、それは、それ等の額は産児制限といふこと、をしないのですか。

岡 日本では、産児制限は非常に普及して、いふところを程申上げたつもりですが、それで子供の数がたいへん少くないのです。

うかという家庭が多いのではないかと察します。ヨーロッパの方の三國では出産に對しては、
い方の手当が出るから、これに制限しないうちも出来たものは生もうかという考えの人が多くあるお
それはないのですか。

田 むしろ政府はそうなつてほしい。人口は多くしたい。しかし國民の意識が高ければ手当をもら
うたからといって何人でも生むというとはなり、統計の上から言いますと、出生率は日本よ
りずつと低い。しかし墮胎はずつと少いようです。

結局、どういふ問題は婦人の美態との関係が若るに於てありますか。

田 どういふことあるでしょうか。やはり婦人自身が自分の生活に理想や計画というものがあつ
て、それを着かすような出産はしたくないという精神が強いということでしょう。

それから社会保険制度による手当は、なにもそれでその子供が完全な育て、親は一文もそれ
にかけなくともいいというほどのものではありません。やはり親と國の両方の責任という程度
です。

田 だが、お話し、社会保険制度が相当発達して、例えば赤ん坊が生れ、ばそれだけの手当がほ
んど國によつて援助されてゐるといった場合に、私共から考えまして、その國ではどこで税金
をとつて、どうしてゐるのかという疑問をもちます。

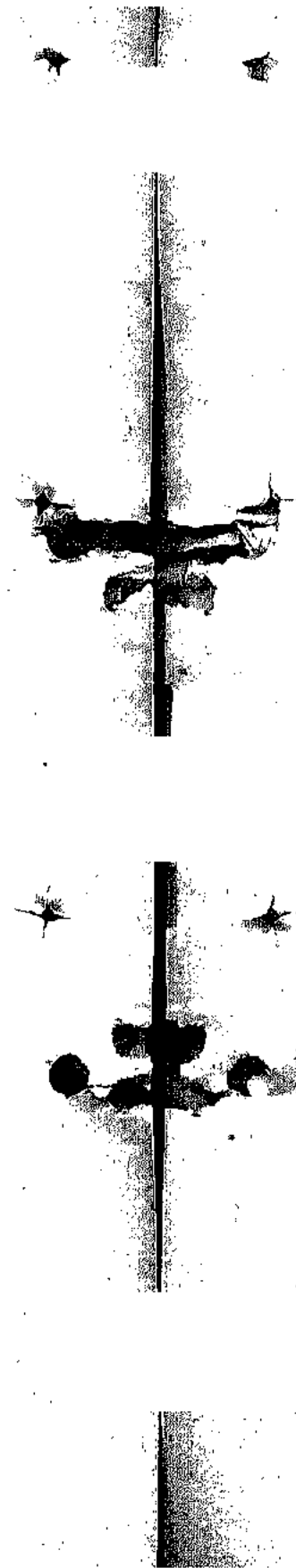
それから先程、デンマークも留める國だとおっしゃつたようですが、デンマークは日本より小
さい國です。それで、河川がない、そのため水力電気も発達してゐない。それで工業とい
うものが、現在では発達しつつあるが、どういふ過程で苦しみゐるという國が、その下に社会保
障制度が高度に発達して行くといふことは、いったり魔法使ひではないから、金のありようがな
いと思ひますが、どういふことでしょうか。

田

それは簡単に申し上げたのでわからないところがあつたと思ひますが、結局國が金の成る木を
持つてゐるのではないので、さきほど申しあげたいところ、な手当というものは、結局國民のふ
ところから財たものが成つてゐるものであつて、その過程を政府が持つてゐる、富を再分配して
ゐるのです。お金の出どころは國民が税金として納めるが、保険の基金として納めてゐるもの
です。ですから國民がそれだけの負担に堪え得る収入を持つてゐるといふわけですね。それか
デンマークはスウェーデンに較べて金しい、スウェーデンは世界三番目に金持の國で、國民一
人当りの所得から申しますと、御存知のように一番金持がアメリカ、その次がカナダ、その次
がスウェーデンでありまして、デンマークは九番目くらいのは差があります。しかしイギリスよ
りはちよつとお金持で、イギリスは十番目くらいです。イギリスと日本ではどのくらいの開き
かという、國民の一人あたりの所得は日本の四倍がイギリスで、デンマークはそのちよつと
上ですから、いくら金しいと言つても日本と比較にならない。しかし、社会保険制度を持つて
ゐる國はお金があり余つてゐるかという、みんな苦しい中でやつてゐるのです。ですから
民主的体制が確立してゐるというところ、必要なのです。そのお金をどつちとどう使うかとい
ふ、やはりどの國の政治というものが一番根本的です。

田 今の向處と関連するのですか、社会保険制度の費用というのは、日本と他のはりあつたど
うななつてゐますか。

田 社会保険制度という時にどこまで含めるのかいろいろ、定義があるから、簡単に数字から較べ推
いのですが、普通言われてゐるところでは、イギリスですと、大体國家予算の二割弱、スウェー
デンは三割弱、デンマークはその中間くらい、日本でいつたら今のところ一割弱です。どうい
う見当ですが、項目がいろいろ違つておりますので非常に較べにくいのです。



日本の家族問題について

井鏡士

久半 慶

一 家族の民主化

二 日本の家族制度

三 家族法の問題点

四 質疑応答

世々當田さんからたいへん興味あるお話を伺いまして、楽しいと思つたのですが、先程の御挨拶の中にもあつたように、家族の民主化という問題を、やはり家族の生活の向上という面から少しお話ししてみたいと思つた。近頃、家族制度の復活に反対しようという声も方々にありまして、家族制度というものゝまた復活されて来ようという勢いにあるといふことを、にお集りの方々も諸々ながらお察付のことと思つますが、この奥にもおかれて些か法律的面面から家族の民主化という問題を考へて行きたいと思つた。

私は最近家族生活の民主化といふことを、時にたいへん必要なことだと思つたのであります。日本の社会を眞に民主化するためには、家族生活を民主化しなければ結局駄目だといふことを日々体験から感じてゐる。と申しますのは、日本の國といふのは大體形の上では民主化してしまつて憲法などを認めますとほんとうに立派な憲法で、あの通りのことが行われてゐるならば今さら、なんで日本が民主化しなけれはならないといふことを叫ぶ必要があるかと思つたのです。立派な議會政治もあるし、もちろん資本主義國家ではありますけれども、近世國家として發達を遂げてゐる。しかし議會政治といふものも巧く運用されないうで、ほんとうに國民を代表し、民衆の利益を考へるやうな人が代表者として送り出されてゐるやうには見えないうで、自分達の私利私慾のために動いてゐる政治家が多い。それからさういふ近代化してゐる筈なのに、この間のように近世綱領のやうな表現がなされて、雇用関係は依然として封建時代そのまゝのものが、今尚あることを示してゐる。制度は民主的にできてゐるが、なせそれが民主的に運用されて行かないのだらうかといふ原因を考へてみますと、もちろん簡単に言へる問題ではありませんが、その一つの原因は、私は日本の家族が民主化してゐないことにあると思ふ。日本の家族が民主化してゐない為、その中に育つた人達がほんとうに民主主義的な精神をもつて社会に送り出されないために、

どんなに近代的な民主的な制度を持つてもそれがさういふやうに運用されて行かないと思ふ。先日私はある結婚披露宴に招かれて参りましたところ、ある有名な政治家が祝辭を述べたのであります。結婚披露宴の言葉として、日本の男はどんなに理窟の上で奥さんや大事にしなうては行けないとか、男は平等でなくては行けないとかいふことがあつてゐても、男体の中に封建の血が流れてゐる。どんなに理窟で教へてもその封建的根柢はなおらないから、奥さんといふものはよくこの点を理解しなければならぬといふ非常に正直な告白をしたのであります。その政治家はゴリゴリの保守党の人ですが、私はむしろその人が正直なのに感心しました。進歩的な思想を掲げて立つてゐる人ならばさういふことは言へないと思ふ。しかしさういふ人でさえ、家族において民主的な父であり夫である例は少いのです。ラジオで会社に行くととても進歩的な人なのに、女の人達がその人の家へ行つてみると、奥さんに「何してゐるんだ、お茶持て来い」などなりつてゐるので幻滅の悲哀を感じたといふドラマがありました。そんな例はドラマではなく、實際にも多いと思ふ。日本の男の身体の中に封建性の血が流れてゐるといふのが本當と思ふ。どのように、民主主義を理論として理解しても、この血の爲にほんとうに民主的な人間になり得ないといふのが實際であらう。

この日本の男の——女を含めてゐるかも知れませんが、さういふ封建的な血を浄化する方法はなにかといふと、家庭の中そのものを民主化することだと思ふ。學校でいふに難しいことを言ひ、人間は平等であるとか、自由の尊さとかいふことを唱へても、三つ子の魂百まで、小さな時から家庭の中で男女を区別して育て、おもしろいものは男の子で、残り物はお母さんと娘が仕付け、御飯が滑んだらお兄さんとお父さんは新聞を読んで社会を論じ、お母さんと娘は台所で洗付物をするやうな家庭からは、眞に民主的な人間は生れない。そして、そのやうな人達が民主的な制度を持つても、巧くこれが運用されることは期待出来ない。婦人がほんとうに人間として認められるためには、まず家庭生活をどうしても民主化しなければならぬ。

こういう意味で私は家庭の民主化というものはなによりも必要で、ほんとうに民主化された家庭に育つた人が社会に多く出れば、社会というものは自然に民主的になって行くだろうと思つてゐます。そういう意味で私は是非この家庭の民主化ということをお勧めしたいのです。それにも拘わらず、もちろん家庭を民主化しては悪いという人は多いのですが、最近家族制度を復活しようという声が出て参りました。というよりも明かに現存、憲法の改正、民法の改正が考えられてゐます。すでに民法は法制審議会法部会で審議が始められたようです。ある人達は、家族制度というふうな言葉は使わないのですが、そういうふうなものを復活させて行くかうというふうな考えでゐるのです。

二 日本 の 家族 制度

私のこれからの話を理解して頂きます道順として、ごく簡単に一言だけ、家族制度というものはどういふものかということをお話しいたします。一口に申しますと、昭和二十三年以前の民法（旧民法）の中に規定されておりました家族制度というものは、要するに親族の集りをもつて一つの家と見做し、その家というものに構成員以外のある価値をおいて、その家は、単に家族の集りをつまなりというだけではない。祖先からだんだん続いてくるものであつて、それが祖先の祭事といったような儀式によつて統一され、家族が相互にいろいろの権利義務を保持してゐるわけですから、その家族は戸主というものによつて統帥されてゐて、戸主が相當の強力な権利を保持してゐました。家族の居所指定と相続、縁組、商籍、復籍といったものに対する諸種の権利を保持してゐる。その代り一朝事あらば、戸主は家族をみんな養つなければならぬ義務を背負つてゐる。といったものが家族制度です。先ず家が先に来、個人はその構成員としての承認を受け、個人の利益というものはしばしば家の爲に無視されて参りました。例へば、結婚も家族制度の下では、個人同意が好まになつてから夫婦になるというのではなく、法律

にもあつたように、婚姻によつて妻は夫の家にゐるのです。つまり家と家と縁組して、こちらの家から女が出て行つて夫の家にゐるのです。ですから結婚によつて相手の家に入りますと單に夫との間に夫婦という関係が結ばれるだけでなく、夫の兄弟、夫の親族との間にいろいろの身分関係が生じます。実家といふのは、実方と稱してゐるのですが、その実家以上に自分の現在居てゐる家が大切なのである。その家の主の教師と言ひますか監督に服し、その中での自分の身分なり地位ということが言ひである。どここの家の嫁になるというのが家族制度の場合の結婚です。ですから家のことを考えずに結婚するといふのは道徳上許さなかつたばかりでなく、法律上もできなかった。長女で男の子がいない後取り嫁は、後取り息子と恐るゝと悲劇になるわけですから、いろいろと家族制度をくわしく説明しますと、個人が家のために犠牲になつた例が實際にもたくさんあります。要するに個人の価値というものを極端に認めなかつた。個人といふものよりも家というもののほうが大切であつた。個人といふものは家がめづるから価値があつたので、家よりも先に個人の利益とか尊厳とかは考へてもみなかつた。で、こういうことは個人の価値を何よりも尊ぶが民主主義の思想と相いれないのはもちろんです。更にこの家族制度が非常に政治的に利用されてきたといふことを忘れてはなりません。そういうものですから、祖先を敬まうといふことが、家族制度の下では重要な道徳でした。それが国民道徳のうちでも重要なものになりました。自分が一番近い祖先は親ですから、まず親を何よりも敬まわなければならぬ。そして國族といふものと家といふものを同じように考える。家を大きくしたのが國であるし、國を小さくしたのが家だといふことが言われて、こゝに忠厚といふ道徳が国民道徳の中核として生れてきたのです。もちろん親を大切にすること、お父さんは悪いことではありませんが、封建的な尊の觀念の許では親は親たらすとも子は子たるべし、お父さんは大御殿で狼を売ろうとしても、泣く泣く親のために赴かれて行くことは別に不思議なことではない、それは子としてはあるいは當然なことであるといつたやうな、われわれの考へからすれば理解のできないやうな道徳がそこに生れてきたわけですから、このやうに親孝行といふより親に対する服従を重大視した

いまして、それは決して、親が自分を可愛がって大事に育ててくれるから自分も親を尊敬し、愛しているという人間の自然な感情に基くものではなく、親であるからどんなに悪い親でも子供として大事にしなければならぬというのが封建的孝行の観念だったわけですね。ですから法律の上でも、ある程度親が子供のことを勝手にできるようなっていったわけですね。子供の時から教えられるべきことは、何よりも祖先を大事にする、その第一歩として、親の言うことは絶対には聞かなければならない。ある場合、親が、白いものを悪いと言っても聞かなければならぬといったような空気が家の中にある。叔にもお父さんの言ったことに對して口否えをするのは何事ですかと叱られることは、ごく当然な響きを持つていたのです。ですから子供は物事を批判したり、親がまちがっている場合それはそうじゃないということを言う機会も与えられなくて、だんだん物事に盲従する人間になってくるわけですね。言い換えれば自分よりも偉い人、自分よりも権力を持った人の言うことは何でも一応「はい」と聞いておさましよう、お父さんの言うことは何でも通るものではないから黙ってしましようという気風が小さな時から養われる。二つに女の子は、嫁しては夫に依り、老いては親に依りという振舞なことが美徳であって、嫁が屁理屈を言うことは面白くない。こうした家庭生活の中では女が自分でものを考えて自分で判断して、悪い時にはどこまでも敢然と悪いと言つて斗つてゆくという気風は養われなかったし、そういうことは少しも奨励されなかった。日本の社会全体を民主化し得なかった大きな原因がやはりこのような家族制度の中にあったと思う。私が思うだけではない、明治の中頃に家族制度というものをうんと強めなければならぬ、そうすれば國民というものは小さな時から人の言うことを何でもハイハイと聞く、御し易いものになるという意見を政府に進言した学者があつて、その結果、法律の上でも、道徳教育でも、家族制度が強化されました。政府の政策としてこういうことがとられてきたと考へてもよろしいと思ひます。家族制度が、民主主義とは絶対に両立し得ないものであるということはい以上の説明であらうか、ただけだと思ひます。ですから斯ういふ憲法がでると、家族制度の存在は許されなくなるのは当然です。

民法の上でも改められ、なごなごたのです。憲法の二十四條にもありますように、民主主義の社会においては家族生活というものは常に、個人の尊厳と両性の本質的平等の上に立脚して営まれるものであり、家族に関する法律もこの精神にもとづいて定めなければならぬのです。しかしながら旧来、日本の社会で、家庭生活を送つておられる皆様——もちろん私もその一人です——お気持ちのことと悪いですが、決して家庭は理想園には民主化しておられない。もちろん法律が変れば直ぐ國民精神に表化をきたし、社会の因襲がなくなるというわけのものではありませんが、法律が変れば、そういう法律が実現し得るような政策なり、啓蒙教育というものをまず行うことが必要なのです。ですから家族制度がなくなつたらなくなつたで、啓蒙運動をもつともつと進め、また家族生活を民主化できるような政策をつくるとかしなければならぬ。ところが、家族制度の廃止は単に一種の宣言に終つてしまつて、ちつともそれに小さなわしい政策がとられなかった。依然として、農村は言つて及ばず、都会の中にも、今なお昔のような家族制度的意識で家庭生活を送つていられる方がたくさんあると思ひます。勿論短い期間でこの大仕事が成就するとは思つていませんがたとえ長い時間をかけても、日本中の家族が民法に認られていゝるような民主的なものになることを望んでいたわけですね。

三 家族法の回顧

ところが最近に至りまして、家庭を民主化し得るような方策はとらないで、今の民法は日本の実情にそぐはない災がたぐさんあるから、日本の災禍というものを考へてその方向に改正して行こうではないかという声の方々におきてきたわけです。その声の中の一つを、下関新聞の切抜があつたので読んでみます。自由党の憲法調査会でありまして、必ずしもこれがどれだけの権威を持ち得るかわかりませんが、日本の手帳であるところの政党の憲法調査会の試案の中に堂々と

一 社会生活の単位として夫婦、親子を中心とする血族的共同体——家族制度の復活を図り、親子相互の間に義務を課し、特に子は親に対して存続の義務のあることを明かにする。

二 前記の家族制度に準連し、特に農家においては他人に対する農地の譲渡、売却を認めない。農家の世襲財産というべき家産制度を設け、新民法の均分相続による農地の細分化を防止し、農村における家の維持を図る。

ということが書いてあります。なぜこういうことになつてきたかということを考えてみますと、これは昨今の豊田さんのお話とも関連するのでありますが、なぜ家族制度を復活するかという表面の理由はこの点が實際に合わないというが、これが實際に合う場合も合わない場合も、さきにも申しましたように合える實際をつくり出す努力が、実は何年か経ていかなかったわけですから、實際に合う、合わないということを考える前に、むしろ私達の生活をもつと民法に合うようなものにつくりかえてゆく努力が必要であつたと思つたが、そういうものは政府も努力しなかつたし、國民自身も努力が足りなかつた。實際に合わないということだともつとも言われるのは、この農地の共同相続ということ、それからもう一つは、扶養の義務、親族共同体の問題です。

先に扶養の方から申しますと、とにかく日本では、子供は親を養ふものだということが長いこと考えられておりました。現在の民法でもちやんと、いくつになつても子は親を養ふなければならぬことになつています。直系血族の間で扶養の義務があるのも、戸主とか家督相続人が養ふというふうなものよりも、むしろ扶養の義務の範囲は現在の法律では広がつてゐるのです。子供は全部親を面倒見なければならぬし、兄弟の間でも面倒見なければならぬ。また更に場合によりまして、一家庭裁判所は特別の事情があるときは、前項に規定する場合の外、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。のです。三親等内の親族でありますから、舅、姑、嫁の間、それから妻と夫の兄弟との間、それからを、甥との関係にまで、扶養義務を拡張してゆく余地を残してゐるのです。それがどう

いう誤解が、新しい法律ができてから、子供は親の面倒を見なく、でよくなつたので困るから、どうしても存続の義務を規定して、子供が親を養ふように法律で規定する必要があるとちやんと言う方があります。それは非常な法律の誤解にもとづくものです。しかしそれにしても、親族がお互に養ふなければならぬというのは、文化国家としては恥かしいし、頼りないことと思つた。ほんとうに民主的な体制とは、國民の中から貧乏をなくするように努め、みんなの生活を保障することは國家社会の義務ではないか。お前達貧乏人は困るだろうが、何とか親族間で助けあつてやつて行きたいといふのは、國家として構へないことです。それにも拘らず、今法律を改正して、この親族の共同体という概念を強め、そして扶養の義務を拡張しようといふのです。

親族の共同体を強化しようといふのは、まさかみんな一緡の家について同じ面影をして助け合ふというのでは無いので、親族お互の間に扶養の義務を認めて行こうということに他ならないと思つた。ところが社会全体が貧しく、個人収入が極端に少い日本ではお互に助け合ふといふことは、みんなおともに貧乏するといふ結果以外になにもない。決してそれによつて美しいものが生れて来ない。親族が互に助け合ふのは、日本の古来の贈風美徳でありとちやんと言われるのです。親族同志仲の好いといふのは互に世話にならない人達の間に見えることで、一方が他方に世話になつて、絶対に同様な関係でつき合つて行けるものではない。親子の関係をしましても、親が未成年の子供を一人前にするのは當然の義務としても、それ以上に親子の間に扶養の義務を認めるのは望ましいことではない。なるほど現在、親を養ふない子供がふえたことは認めなければならぬと思つたが、そういう人達は、なにも終戦後急に親不孝になつたから面倒を見られないのではなく、親なくとも自分の生活さへ苦しいのだから實際問題として見られない。どのような親の面倒を見ないかと法律で命じても、實際問題として見られないので、法律を改正して存続の義務を規定したら、困つてゐる年寄はなくなると考えることはおかしいことです。だんだん國が工業化して参りました。個人収入によつて生活を営む家庭がふえてきています。さきほどの豊田さんの統計では日本の労働者の半数近くが農業者であるそうですが、



都市の大部分は賃金によって生活している人達です。こう云う人の間には、家族制度はもう崩れ去っています。家族の共同体、即ち共同体としての親族の集りというものは、すでに解かれています。そういう人達にもう一通お互に助け合うような共同体を作れと法律が命じたところで、実際的な効用はなにもないと思う。日本の生活保護法では、要するに民法その他の法律に定める、扶養または扶助は生活保護法の扶助に優先して行われるものとするという規定があるのです。日本の社会保障は御存知のようないへん貧弱なものです。その貧弱な上に更に、一定の親族があるかぎり、国家は面倒見ないで、と言っているのです。生活保護法の適用を受けようと思つて、戸籍簿本を出した水、顔を見てみると何年も往來のない兄さんだいるからその人に助けてもらいなさいという。これは全く馬鹿げたことです。一人前の人間になれば、九州と北海道に住むかも知れない。往來もしない兄弟もあると思う。そういう中で、民法に定める扶養の義務者が先に扶養しなければ、国家の保護を受けられないということに困ったことです。家族同志お互に助け合いの義務のない国、いわゆる社会保障の完備した国ほど人間の平均寿命は長い。病気の数は少いのです。お互に親子で養ひ合いなさい。兄弟で仲よく養ひなさいと法律が命じる国ほど人は早死する。貧乏にもなる。道徳的な面から考えても親子親族助け合えというのは時代遅れというより他ない。これは富田さんのお話と南重することですがどうしても、人間を親族互に助け合うという義務からもっと解放しなければならぬ。夫婦相互間と未成年者を養う親の義務を除いては、お互に親族が養ふ必要のないようにしなければならぬ。自分や得たものは自分の生活を高めるために使うのが当たり前と思う。切實効いても、病氣になった弟がひまわり現われて扶養しなければならぬのでは不安なこと。しかし日本の法律はそうなっています。実際、生活保護法の適用を受けるのは面倒で、鬼子が居たりすると断られる実情にあります。扶養の義務は夫婦相互と、親の未成年の子に対するものに止め、他は社会保障制度を拡充して、困窮者をなくすようにするのが、文化国家の義務です。

それにも拘わらず、法律は親族共同体を強化して孝養の義務を規定しようという。孝養の義務とはまさかお父さんにアンマをしなさいということでもありません。結局扶養せねばならぬということであると思いますが、このような時代錯誤な法律の改正が行われようとしているのは遺憾なことです。口では、社会保障制度の拡充をどこかの政党でも掲げていますが、その反面こういう民法の改正をくだることは矛盾です。親族が互に助け合うという体制を整えてゆけば、失業保険も寡婦の手当も、養育金になるということになる。失業しても郷里に帰れば今までの戸主に当る人が面倒を見てくれるということになる。日本の間で今までは、ことに田舎のある人は、失業になつてもそういうところにもぐり込んで、賃金のない労働を提供して恩恵で食わせてもらうと、生活が續いてきたわけです。こういうことはどうしてもまちがいです。これが家族の民主化の上から見て重大な害でもあります。と申しますのは、要するに独立した人間が他の人間の恩恵になれば、そこには平等とか自由というものが存し得ない。また失われてゆくということ。家族の間で、成人した者が親なり子なり兄弟なりに養われなければならないことになり、家族の向に縦の秩序というものが生れてくる。家族の中で縦の秩序、というものがあつたり。家族は絶対に民主化しないということ。これが家族の民主化から見えてお互の助け合いを規定しようという法律の改正には反対しなければならぬ根拠です。

次に肉分相続の件ですけれども、一畝農地が向題になつてゐる。農地を相続人の間にゆけてしまつては農地が細分化して、農民が立ちゆかないというの、肉分相続に反対する最大の理由です。しかし現在の法律で日本の農地は細分化してゐる。農地が細分化したために立ち行かなくなつて潰れたということは新しい民法施行されて以後のことです。それならどうしてゐるかという。誰か一人が農地をもちつて他の相続人は農地以外のものを貰うか、相続を放棄するかしてゐる。そうすると今後はそれではこういう肉分相続を決めた法律は必要ではないではないかという議論が起つてくる。そしてまあ農地については家族制度という、分割してはならないという相続財産を承つて相続人に渡つて行く制度にした方が、実際にも合う。

しその方が望ましいのではないかと、これはなか／＼合理的に思える理窟であります。しかしこの問題を考へます時に、まず思わなければならぬことは、そういうように家庭の中で法律によつて誰かが特権を得るような制度がでること、家庭の中の平等な觀念を必ずそこから破壊してゆくといふこととです。現存のうちに、法律の上では、理想論とは言へませんが、いふ民主的になり、男女の本質的平等が認められてゐる家族法のもとにおきましてすら、日本の家庭といふものはなか／＼民主化しない。それなのにここに一度衆督相統人というようなものが生れれば、その人に特別な考慮が払われることは言うまでもないことです。今でも男の子、まして長男とかいふものは、やはり両親の特別な關心のもとに大きくなつてゐる人がずいぶん多いと思ふが、ましてやこの子が家の跡を取るのだといふ觀念がもう一度復活すれば、必ず家の中では嫡の秩序というものがそこに生れてくる。しかしそんなことを言つても、農地を分けたら突厥困る、女の子は嫁に行くから結婚する時に支度してもらふといふではないか。二、三男は學校にやつてもらつて、一方がよい旦那、また家を継ぐならその時に親戚の面刺を見てやれば公平ではないかといふ。あるいは、均分相続を認めるところで、實際阿婆として農地を分けたら其例にならぬし、都會に嫁に行つた嫁が農地を賣つても仕族がない。實際農業をやる人が農地をもらふのかといふのだといふ。その通りですが、重要なことは、今までの二、三男、あるいは嫁入支度をしてもらつた嫁の二、三男の學費、分家をした時の分け前や、嫁入支度は親や兄やその地主の恩恵によつてなされるものなので、その考へ方が固なことなので、嫁に行つても商縁されたら家に附つて兄さんの世話になるからという潛在意識から、どうしても家の中でそういう人達に頭を下げなければならぬといふ關係を振り出す。私は、農地は實際分けたら困る場合のあることを認めます。女は嫁入支度の形でもらつて結構だろう。たゞそれが恩恵でなく権利としてもらふようなものにした、といふもの、そういうもの、権利としてもらふようにする場合にはどうしても均分相続の原則を破つてはならぬ、といふもの、そういうふうに實際問題として、財産を分けるかといふ問題は、何々の場合、家庭裁判所なり國家の裁斷の取扱いをかりてその時の

事情々々で分けられたいので、考へ方として原則としてはどうしても均分相続を維持して行きたい。また均分相続を維持することによつて、腹地が細分化する等と心配した人の心配は根拠のないものとして取除くことになつてゐると思ふ。嫁入り支度の思惑でなく、親が死んだら貰ふ時の分け前を先にもらつて、現在法律でもそうなつてゐるので分家の際、あるいは嫁入りの際、あるいは生活の資本として一定の金額をすゑに受けたものは、親がなくなつた場合にそのすゑにもらつたものを相続の財産の中に計算して分け前を定めようといふのです。その法律を生かすことによつてこの問題はある程度解決し得る問題と思ふ。おそろしいことは、均分相続といふものを取ることによつて、家庭の中の平等化を引いた秩序を再び上下の区別があるものにして考へなければならぬといふことです。取にもこの家庭の中に将来ある特権を得る人を作り出すといふことは、絶対に家庭が民主化しない原因と信じます。今までの日本の家庭がどうで大部分が、取り息子が大事にされ、あるいは親がかり子として、将来養われる子供を持つて大事にするといふ慣習が方々にありましたが、そういうものが家庭の民主化といふものを阻むことは必然的です。どうしても私は、初めに申しましたが、そういうものが家庭の民主化といふものは全社会の民主化のために必要だし、またその家庭の民主化のためには、後の秩序をおこすような法律の改正には絶対反対と申し上げたわけですが、現在の民法は實情に合わないとか、家族制度そのものは腹立たないとか、今までは困ることだけ變革するとか、家族制度といふ言葉が嫌なら親族共同の体にしていふようなことを言つても、或人した者同志が助け合ひの義務を負つたり、誰かが特権を得るといふような制度が家庭の中に残かつて行けば、結局家庭の中は民主化しない。

要領に、もし將來こういう問題が起きた時に、私の出したことをもし御記憶下さるならば、いかなる場合にも、どんなに坐向を懸える法律の改正であつても男女の本質的平等を服膺するやうなもの、あるいは家庭の中で兄と弟の区別をつけるやうな法律のできることについて反対していただきたいと思つて、皆さんは参政权を握つていらっしゃるから、選挙の場合に——これは試金を選りて法律となるわけで

すから——代議士を送り出すのは皆さんです。こういう法律がでないようにすることも貴族の力でできます。何卒結束してこうして法律の成立に反対して頂きたいというお願で私の語りを終りたいと思ひます。

面 質 疑 応 答

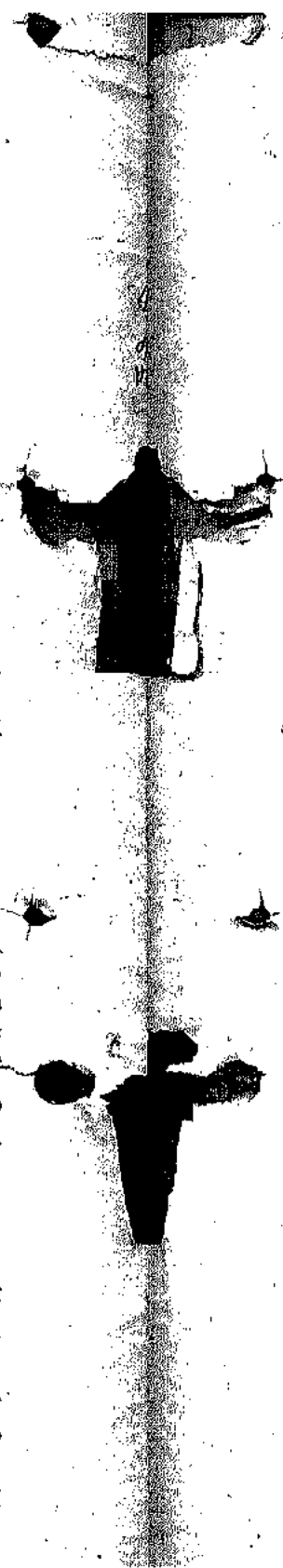
司 公 告 御質問でございますでしょうか。

向

私、去年十一月十三日の家族制度復元反対結集大会の時にうかがいましたのと同じことをお話しするのですが、最近家族制度復元を固執する人々の中に、親孝行のため廻しを例に挙げて、だから今の民法はよくないということをパンフレットで配布されたのです。どういふことが載っているかという点、母親と子供二人の三人の生活で、兄弟愛人をつくり家を建てたてしまひ、親を見る品性ということになったが、弟の方がまた愛人をつくり家を建てたてたのです。残されたのはあわれな母親一人として、このように母親をたらい廻しをしている。今の民法がよくなければ若い者の若々方もよろしくない、だから民法を度えなければならぬ、ということを説教されてゐるのですけれども、それに対して先生は、今の民法は決してどうでよいということをご自分のように説明なさいますか、どうかお話ししたいと思います。

久 半

どういふことを言つて民法を攻撃なさる方がありますが、それは法律とは関係ないことと思ひます。どんな親孝行しろという法律をつくつても、やっぱり捨てられる親はでてくるので、法律とは関係ない。そこで結局どういふ時に社会保障制度というものが必要で、親不孝を奨励するといふのではなからうのですが、少し話か法律と离れますけれども、要するに人間といふものは

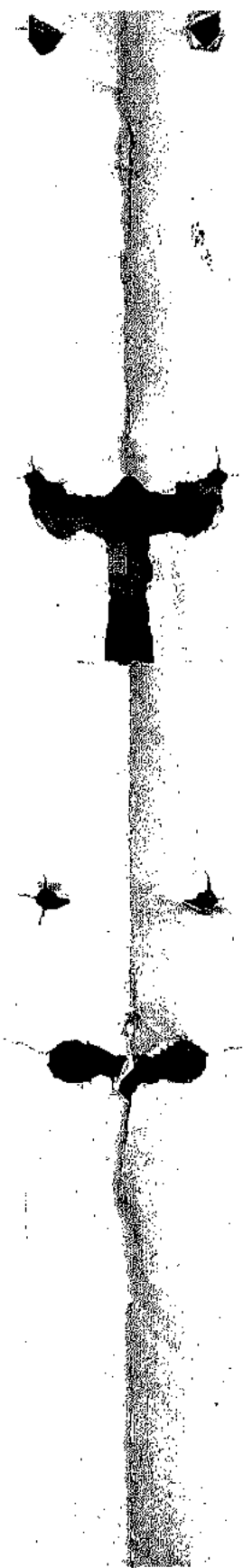


自分を可愛がつて育ててくれた親は他人がみるとおかしなほどいい、それを大事にしないのはやはり親が悪かつたと思ひます。この向から二、三子供が親不孝で困るというお話を聞かぬ親があるが、調べてみると、どんなでもない親です。家庭裁判所に統計が出ておりましたから、それをみると、いわゆる「父帰る」の例が多い。若い時に愛人を作つて逃げて、年取つてから路頭に迷ふようになつて、捨てた子供に養つてくれと言つても、人間として無理です。われわれは、親であるから愛するといふこともありますが、同時に親であるからお互に諒解し合ふといふ善し方をして来たといふことが原因です。ですから捨てられた親は、私としてはどういふ人に孝行することはなかり、困れば当然と思う。子供に法律の力を借りてまで金をもらわなければならぬのは親らしくない人です。法律で解決できる問題ではないと思う。それは別として子供に親らしいことをしてやらなかつたといつて路頭に迷ふのは気の毒だから、これは國家が養育するべきだと思ひます。ほんとうに成人した子供が親の面倒を見なければならぬと法律の上で強制されたのではなく自発的に見るのはいい、英國に行つてもデンマークに行つても、親に手遣やつたり、養つてゐる人はいると思ひます。いわゆる法律上の義務といふものは、それだけには到底及ばない、金を取り上げて必要な人に渡してやるといふ種々の義務ですから、そういうものを認めるといふことはほんとうはおかしい。やはり個人々々といふことによつて國家が社会保障の面で見てもやらなければいけないので、どういふことは今の民法が怪しからぬといふことはないので、その場合に、たらい廻しを怪しからぬと云つて、一人が逃げてたらい廻しができなければもつとみじめだと思う。民法の理解の不充分からくるだろうが、本質的には関係ないことと思ひます。

向 さつき例に出されました、御主人と男の子が新聞を見て、お母さんと女の子が電車の後尾村をするという時に、具体的に民主化するにはどういふふうにかうにしたらよろしいでしょうか。

入 半

これは通用しない議論と思ひますけれども、私は既婚者としてゐる婦人はもちろんのことと思ひます。家事というものは必ずしも女のやるものと決めてしまふ必要はないと思ふ。それを根本的に日本では男が改めなければならぬと思ふ。家事というものは、男が初いて奥さんが家にいる場合、何から何まで男もしろといふことは行き過ぎですが、妻はやっぱり自分を成長させ、楽しむ時間が必要で、その意味において、共同生活でできるだけのことをせなければならぬ。旦那様は疲れてゐる。しかし妻も家にいたつて一日休んで、主人が帰つて来たら、さだすかといふと、そうではない。ある場合には旦那さんより以上に疲れてゐる。だから夕べの憩いの時に主人だけじつとしてゐて、奥さんだけが後付けをするといふことはないと思ふ。さつき、台所を組織化するといふお話がありました。家族みんなで家事を分担して早く切上げて、新聞が読めるようにしたらいと思ふ。そういう意味で、日本の男はほんとうにだめだといふ気がする。家事を手伝うといふことが恥しいと思つたり、面倒くさいといふこともある。それは同情するが、面倒くさいのは女だつて面倒くさいので、あまりに、女がやることだとさめてしまつてゐることにまづが原因があると思ふ。決して家事は女だけかするものでない。家庭の民主化は、末梢的なことよりも、もっと重要なことがあると思ふ。子供を育てる場合に決して男と女と区別して育てるな、用事をしなければならぬなら男も女も同じようにさせるといふことをつければ、そういう子供が大人になれば、そういうものに理解を持つてくるようになると思ふ。



一九五五年一月 日印刷
一九五五年一月 日発行

編集者 東京都千代田区大寺町一ノ七
発行人 労働省婦人少年局

印刷所 東京都千代田区富士見町一ノ一六
電話九段(三)六二八九番
印刷人 協立社
佐原 謙